平成２５年（フ）第２９号
鳥取県東伯郡湯梨浜町大字田畑231番地３
債務者　中井まき子
1　決定年月日時　平成25年11月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２５年（フ）第９５９号
広島市安佐南区川内４丁目12番26号
債務者　玉ノ井善博
1　決定年月日時　平成25年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第９９７号
広島市佐伯区利松２丁目７番28―201号　ａ棟
債務者　槇藤　範子
1　決定年月日時　平成25年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１００５号
広島市安佐北区落合南９丁目１番19―４号
債務者　川﨑　春彦
1　決定年月日時　平成25年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第８７６号
福岡市城南区鳥飼７丁目24番14号
債務者　大塚久美子
1　決定年月日時　平成25年11月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１２２１号
福岡県筑紫郡那珂川町大字別所365番地３
債務者　古賀　道則
1　決定年月日時　平成25年11月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１２２２号
福岡県筑紫郡那珂川町大字別所365番地３
債務者　古賀たか子
1　決定年月日時　平成25年11月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１２８９号
福岡市博多区西月隈３丁目２番21―201号
債務者　渡辺　　憂（旧姓大賀）
1　決定年月日時　平成25年11月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１３９９号
福岡市東区松香台１丁目21番17号
債務者　小雀　　守
1　決定年月日時　平成25年11月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１４６２号
福岡県糟屋郡志免町志免中央４丁目８番40号
清原ヴィレッジ201号
債務者　坂田　清信
1　決定年月日時　平成25年11月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１４６３号
福岡県糟屋郡志免町志免中央４丁目８番40号
清原ヴィレッジ201号
債務者　坂田　陽子
1　決定年月日時　平成25年11月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１６３８号
福岡県春日市一の谷５丁目２番地１向乃マンション202号
債務者　枝吉　義也
1　決定年月日時　平成25年11月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１６４６号
福岡市城南区田島２丁目14番20号
債務者　森永　裕子
1　決定年月日時　平成25年11月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１６５８号
福岡市中央区平尾４丁目13番14号
債務者　小阪　　匡
1　決定年月日時　平成25年11月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１６６８号
福岡市城南区友丘５丁目20番16号
債務者　仰木　隆利
1　決定年月日時　平成25年11月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１６６９号
福岡市東区千早１丁目９番３―307号
債務者　宮園　　武
1　決定年月日時　平成25年11月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１６７０号
福岡市東区千早１丁目９番３―307号
債務者　宮園　　太
1　決定年月日時　平成25年11月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１６７５号
福岡県糸島市前原駅南１丁目23番１号
債務者　石丸　光則
1　決定年月日時　平成25年11月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部